



® 平成 29 年 9 月 25 日 (月)

No. 14535 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ホームページ <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆シリーズ知財マネジメント《知的資産経営教育協議会Ⅱ》②
中小企業の事業承継の本質について……………(1)

☆知的財産関連ニュース報道(韓国版)……………(6)

シリーズ 知財マネジメント 《知的資産経営教育協議会Ⅱ》②

中小企業の事業承継の本質について

－ 2つの乖離を超えて－

日本経済大学准教授 森田 理恵

1. 中小企業の現状と取り巻く環境

我が国において、中小企業は、全企業の中で、企業数の99.7%、従業員数の69.7%を占め、国民経済の重要な役割を担っている。

2017年4月21日、2017年中小企業白書が公表され、その中で、日本経済の状況が分析されている。日本の経済は、2012年末から、全体としては緩やかな回復基調が続いている。2016年の実質GDP成長率は、

4期連続のプラスで堅調な推移をし、企業の活況観も緩やかに改善してきている。企業規模別業況判断DIの推移も直近では上昇しており、持ち直し基調にある。また、倒産件数も着実に減少し、バブル期以来の26年ぶりの低水準にある。しかしながら、年間の休廃業・解散件数は、増加傾向にある。2016年は過去最高の3万件弱であり、2000年の2倍近い件数となっている。これら休廃業・解散企業の経営者の



鈴 榮 特 許 綜 合 事 務 所
SUZUYE & SUZUYE

〒105-0014 東京都港区芝3丁目23番1号 セレスティン芝三井ビルディング11階
電 話 東京03(6722)0800(大代表) URL <http://www.s-sogo.jp/>

所 長 ○弁理士 蔵田 昌俊(電気・通信)
副所長 ※弁理士 野河 信久(電子・通信)
主 監 弁理士 井上 正(電子・情報・通信)
理 事 弁理士 森川 元嗣(機械)
※弁理士 佐藤 立志(電子・通信・ソフトウェア)
弁理士 堀内美保子(化学・バイオ)
※弁理士 宮田 良子(電気・電子)
※弁理士 朝倉 傑(電子・通信)
※弁理士 石川 真一(機械・バイオ)
弁理士 片岡 耕作(機械・制御)
弁理士 飯田 浩司(機械・電気・バイオ・医療機器)
弁理士 辻本 典子(バイオ)

所長代行 ※弁理士 小出 俊實(商標意匠・不正競争)
□ 弁理士 金子 博人(知的財産法務)
理 事 弁理士 鶴岡 健(生命工学)
常務顧問 ※弁理士 峰 隆司(電気・電子・通信)
※弁理士 幡 茂良(商標意匠・不正競争)
※弁理士 金子 早苗(化学)
※弁理士 堂前 俊介(電気・電子)
※弁理士 橋本 良樹(商標意匠・不正競争)
弁理士 中島 千尋(機械・制御)
弁理士 柴田紗知子(物理)
弁理士 中丸 慶洋(電子・情報処理)
弁理士 佐藤明日香(電気・通信)

所長代行 弁理士 福原 淑弘(電気・電子・通信)
主 監 弁理士 河野 直樹(化学)
理 事 弁理士 飯野 茂(物理・計測・分析)
常務顧問 弁理士 井関 守三(電子・通信)
△※弁理士 岡田 貴志(電子・ニューヨーク州弁理士)
弁理士 永島 建治(機械)
※弁理士 角田さやか(機械)
※弁理士 清水千恵子(海外商標)
※弁理士 矢野ひろみ(海外商標)
※弁理士 馬淵 繁(電気・通信・情報処理)
弁理士 土田 新(機械・バイオ)
弁理士 堀内 賢一(電子・通信・ソフトウェア)

○ 米国パテントエージェンツ(合格) ※ 付記弁理士(特定侵害訴訟代理) △ ニューヨーク州弁理士 □ 顧問弁理士

【顧問法律事務所】 弁理士法人 内田・鯨島法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号 虎ノ門ソインビルディング東棟16階 電話(03)5561-8550(代表) FAX(03)5561-8558 URL <http://www.uslf.jp/>

82.6%は60歳以上であり、70歳以上の構成比が上昇している。これは、中小企業の経営者の年齢構成が高齢化していることに原因がある。中小企業の経営者の年齢の分布における最頻値は、1995年の47歳から2015年には66歳へと移動した。

また、休廃業・解散企業のうち、黒字状態で廃業した企業は50.5%である。また、生存企業の利益率の中央値を上回りながら、休廃業・解散した企業は、32.6%存在する。これら黒字廃業企業（休廃業・解散前の利益率が黒字状態で廃業した企業）の約93%は中小企業であり、高収益廃業企業（利益率10%以上の状態で廃業した企業）の96%が中小企業である。

すなわち、中小企業経営者は顕著に高齢化しており、黒字・高収益の中小企業が廃業しているという現状がある。

さらに、今後5年間で30万以上の経営者が70歳を迎えるにもかかわらず、6割が後継者未定であり、70歳以上の経営者でも事業承継に向けた準備を行っている者は半数のみである。

2. 中小企業の事業承継に対する矢継ぎ早の対策

中小企業庁は、2017年版中小企業白書のタイトルを「中小企業のライフサイクル 一次世代への承継ー」とした。これは、我が国の国民経済においてますます重要性を増す中小企業が失われることに対する国家の危機感の表れではないだろうか。ここ1年、政府は、矢継ぎ早に対策を公表した。平成28年9月15日、「未来志向型の取引慣行に向けて」（世耕プラン）を公表。平成28年12月5日、事業承継ガイドラインの改訂を公表。平成29年3月27日、「会社を未来につなげる10年先の会社を考えよう」の公表。平成29年4月10日、「事業承継マニュアル」の公表。平成29年7月7日、「事業承継5カ年計画」の公表などである。

この中で、最も重要なのは、「事業承継5カ年計画」である。中小企業庁は中小企業経営者の高齢化の進展等を踏まえ、地域の事業を次世代にしっかりと引き継ぐとともに、事業承継を契機に後継者がベンチャー型事業承継等の経営革新等に積極的にチャレンジしやすい環境を整備するため、今後5年程度を事業承継支援の集中実施期間とする「事業承継5カ年計画」を策定した。

これは、経営者の「気付き」の提供・後継者が継ぎたいような環境を整備・後継者マッチング支

援の強化・事業からの退出や事業統合等をしやすい環境の整備・経営人材の活用の5つの観点から、今後5年程度を、支援体制・支援施策を抜本的に強化する事業承継支援の集中実施期間とするものである。

経営者の「気付き」の提供とは、まず、経営者に準備を始めてもらうための土壌作りである。地域毎に、それぞれの支援機関がつながる事業承継プラットフォームを立ち上げ、事業承継診断等によるブッシュ型の支援を行い、事業承継ニーズを掘り起こす。

事業承継がうまくいかない理由として、後継者が見つからないこととともに、後継者候補が継ぎたがらないということも大きい。そのため、事業承継の環境を「後継者が継ぎたくなる」環境に整備する。具体的には、資金繰り・採算管理等の早期段階からの経営改善の取組を支援する。また、早期承継のインセンティブを強化し、後継者や経営者による経営の合理化やビジネスモデルの転換など成長への挑戦を支援する。単なる経営者の交代ではなく、企業の体質を成長企業へ転換するための支援を行うものである。

さらに、事業引継ぎ支援センターの体制強化や、民間企業との連携により、小規模M&Aマーケットの整備を行う。親族や従業員などの身近な人物を後継者とするだけでなく、第三者の企業への引継ぎを視野に事業承継を可能とする。

しかしながら、企業を後継者に引継ぐだけが正解とは限らない。事業からの退出や事業統合などを選択肢とし、サプライチェーンや地域における事業承継、事業再編・統合を促進し、中小企業の経営強化を後押しする。これによって、出口戦略の明確化を計る。

そのために、経営スキルの高い外部人材を、次期経営者候補としてだけでなく、アドバイザーとして活用できる環境を整備する。企業のマッチングだけでなく、大企業での成功例も増えつつあるワンポイントの「請負人」やアドバイザーなどとの人材のマッチングも強化する。

このように、事業承継5カ年計画は、事業承継を、単なる企業経営者の交代ではなく、経営者の交代期を企業体質の変革機会としてとらえ、企業成長へのブースターとしようとするものである。

また、平成28年12月5日、中小企業庁は、「事業承継ガイドライン」を公表した。中小企業の経営者の高齢化が進展し、団塊世代の引退時期を迎える中、これを放置すれば技術・ノウハウが喪失されるとの